

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県住生活基本計画改定支援業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年2月23日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託の市場等調査に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年8月27日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（3）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から過去10年以内に、国又は地方公共団体における住生活基本計画策定に関する業務を履行した実績があること。

(5) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置すること。

ア 1級建築士（資格を取得後、5年以上の設計業務に係る実務経験を有する者に限る。）

イ 技術士（〔技術部門〕建設又は総合技術監理、〔選択科目〕都市計画及び地方計画）

ウ RCCM（〔登録部門〕都市計画及び地方計画）

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課企画担当
電話 0857-26-7398
電子メール jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 8 月 20 日（水）から同年 9 月 19 日（金）までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/293270.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 8 月 20 日（水）から同年 9 月 19 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時までに(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 25 日（木） 午後 2 時から

イ 場所

鳥取県庁議会棟 3 階 特別会議室控室（鳥取市東町一丁目 220）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和 7 年 9 月 19 日（金）の午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに対応しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。